

## 桜美林大学における公的研究費の管理・監査に関する規程

平成 20 年 9 月 30 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日 文部科学大決定、令和 3 年 2 月 1 日改正）に基づき、桜美林大学（以下「本学」という。）における公的研究費等の使用及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において「公的研究費」とは、文部科学省及び他府省が所管する競争的研究費制度に基づく公的研究費補助金をいう。

2 前項に掲げる公的研究費以外の競争的研究費等の交付を受けようとする場合においても、この規程を準用する。

3 この規程において「配分機関」とは、公的研究費を配分する機関をいう。

4 この規程において「構成員」とは、本学に所属する非常勤を含む、研究者、事務職員、技術職員及びその他関連する者をいう。

5 この規程において「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による公的研究費の他の用途への使用又は公的研究費の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用をいう。

6 この規程において「コンプライアンス教育」とは、不正を事前に防止するために、本学が構成員に対し、自身を取り扱う競争的研究費等の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのかなどを理解させるために実施する教育をいう。

7 この規程において「啓発活動」とは、不正を起こさせない組織風土を形成するために、本学が構成員全体に対し、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ることを目的として、前号に掲げるコンプライアンス教育との併用及び補完的に実施する諸活動全般をいう。

(責任と権限)

第 3 条 本学の公的研究費の運営・管理に関する管理責任者を次の各号のとおり定め、職名を公開するものとする。

(1) 最高管理責任者は、本学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者とし、学長をもって充てる。

(2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者とし、担当副学長をもって充てる。

(3) コンプライアンス推進責任者は、本学の各部局等における公的研究費の運営・管

- 理について実質的な責任と権限を持つ者とし、研究推進課長をもって充てる。
- (4) 最高管理責任者、統括管理責任者あるいはコンプライアンス推進責任者が本規程における被告発者となっている場合には、その責任と権限に関する扱いを大学運営会議において検討し決定する。
  - (5) 第1号から第3号に掲げる責任者の管理監督の責務が果たされず、結果的に不正を招いた場合には、各責任者は処分の対象となることがある。

(最高管理責任者の役割)

第4条 最高管理責任者は、次の各号の役割を担う。

- (1) 不正防止対策の基本方針（以下「基本方針」という。）を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう適切な措置を講じる。
- (2) 基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、検討時の審議を主導するとともに、不正防止対策の実施状況や効果等について適宜検証する。
- (3) 不正防止に向けた啓発活動を定期的に行い、構成員の不正防止意識の向上と浸透を図る。

(統括管理責任者の役割)

第5条 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針及びこの規程に基づき、本学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

(コンプライアンス推進責任者の役割)

第6条 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号の役割を担う。

- (1) 自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- (2) 不正防止を図るため、部局等内の競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- (3) 自己の管理監督又は指導する部局等において、構成員が、適切に競争的研究費等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
- (4) 自己の管理監督又は指導する部局等において、定期的に啓発活動を実施する。

(監事の役割)

第7条 監事は、次の各号の役割を担う。

- (1) 不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について本学全体の観点から確認する。
- (2) 統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止対策に反映されているか、また、不正防止対策が適切に実施されているか確認する。
- (3) 前記各号で確認した結果について定期的に常務理事会に報告する。

#### (研究者等の責務)

第8条 本学の公的研究費の運営及び管理に関わる本学の教職員その他すべての者（以下「研究者等」という。）は、コンプライアンス教育を受講しなければならない。ただし、コンプライアンス推進責任者が受講の必要がないと判断した者にあつては、この限りではない。

- 2 研究者等は、所定の誓約書を最高管理責任者に提出しなければならない。
- 3 前各項の義務を履行しない者にあつては、公的研究費の申請並びに運営及び管理に関わることができない。

#### (公的研究費の事務管理運営)

第9条 最高管理責任者は、公的研究費申請手続きに関する業務及び、予算執行管理に関する業務を研究推進課（以下「事務担当部署」という。）に委任する。

- 2 公的研究費申請及び経理事務手続きに関する機関内外からの相談を受け付ける窓口を事務担当部署に設置する。
- 3 事務担当部署は、公的研究費の使用ルール等を公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対して周知するとともに、不正防止のための計画を推進する。

#### (取引業者からの誓約書の徴収)

第10条 コンプライアンス推進責任者は、本学の基本方針及びルールを周知するために、一定の取引実績やリスク要因・実効性等を考慮した上で、取引業者に対して次の事項を含む誓約書の提出を求める。ただし、事前に遵守事項を定めた契約書を締結する場合は、この限りではない。

- (1) 本学の規則等を遵守し、不正に関与しないこと。
  - (2) 内部監査その他調査等において、取引帳簿の閲覧、提出等の要請に協力すること。
  - (3) 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分にも異議がないこと。
  - (4) 構成員から不正な行為の依頼等があった場合は、次条の受付窓口へ通報すること。
- 2 最高管理責任者は、公的研究費等に関して不正に関与した業者があるときは、当該業者との取引を停止するなど、必要な措置を行う。

(告発等の取扱い)

第 11 条 公的研究費における機関内外からの告発等（機関内外からの不正の疑いの指摘、本人からの申出など）に対応するため、受付窓口を総務課に設置する。

- 2 告発等は、電話、FAX、書面、電子メール又は面談などを通じて行うものとする。
- 3 顕名による告発の場合は、原則として、受け付けた告発等に基づき実施する措置の内容を告発者に通知する。
- 4 受付窓口は、不正に関する告発があった場合は、最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者へ速やかに報告する。
- 5 受付窓口は、告発者が特定されないように適切な措置を講じるものとする。
- 6 最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、窓口担当等の告発を知る立場にある者は、告発等の取扱いに関し、告発者の保護を徹底するとともに、保護の内容を告発者に周知し、告発内容及び調査内容が関係者以外に漏えいしないよう秘密保持を徹底するものとする。
- 7 最高管理責任者は、告発等を受けた場合は、告発等の受け付けから 30 日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の可否を判断するとともに、当該調査の可否を配分機関に報告する。また、報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も同様の取扱いとする。

(調査委員会の設置)

第 12 条 統括管理責任者は、調査が必要と判断されたときは、調査委員会を設置し、調査を実施する。調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査する。

(調査委員会)

第 13 条 調査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 委員長（最高管理責任者が指名する教員）
  - (2) 委員（最高管理責任者が指名する教職員（若干名）及び委員長が必要と認める教職員）
  - (3) 本学に属さない第三者（弁護士、公認会計士等）
- 2 前項第 3 号に規定する調査委員は、本学及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
  - 3 調査委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
  - 4 調査委員会は、対象となる事案に関し、次の各号に掲げる事項をつかさどる。
    - (1) 研究費の不正使用の疑義に関する調査を行うこと。
    - (2) 前号の調査結果に基づく事実認定に関すること。

- (3) その他対象となる事案に関する必要なこと。
- 5 調査委員会は、関係者から事情を聴取すること等必要な権限を有する。
- 6 調査委員会は、調査を行うに当たり、公平性及び中立性を確保するとともに、速やかに処理しなければならない。
- 7 調査委員会は、調査終了後、結果を速やかに最高管理責任者に報告しなければならない。

(調査)

第14条 統括管理責任者は、調査を行うことが決定されたときは、その旨を書面によって次の各号に掲げる者に通知するとともに調査への協力を求めるものとする。

- (1) 告発者
  - (2) 被告発者
  - (3) 被告発者の所属する部局等の長（当該被告発者が所属していた部局等の長又は被告発者が現に部局等の長である場合は、当該部局等の教員のうち統括管理責任者が指名する者。）
  - (4) 被告発者の所属する機関の長（被告発者に本学以外の主たる所属機関がある場合に限る。）
- 2 告発者、被告発者及びその他関係者は、調査委員会の調査が適正かつ速やかに行われるよう説明責任を果たし、協力しなければならない。
  - 3 統括管理責任者は、調査を行わないことが決定されたときは、その旨を理由とともに、告発者に書面によって通知するものとする。

(調査対象研究費の一時的執行停止)

第15条 最高管理責任者は、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずるものとする。

(認定)

第16条 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。

- 2 前項に規定する認定に関しては、次の各号に掲げる事項を明らかにするものとする。
  - (1) 不正使用が行われたか否か
  - (2) 不正使用が行われたと認定したときは、その内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額
  - (3) 不正使用に関する資金移動の状況
- 3 調査委員会は、認定を行うに当たって、書面又は口頭による弁明の機会を被告発者に与えなくてはならない。

- 4 不正使用が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は、併せてその旨の認定を行うものとする。この認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

(配分機関への報告及び調査への協力等)

第 17 条 最高管理責任者は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。

- 2 告発等の受け付けから 210 日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的研究費等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告書を配分機関に提出する。
- 3 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合は、速やかに認定し、配分機関に報告する。
- 4 前項のほか、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告書及び調査の中間報告書を当該配分機関に提出する。
- 5 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

(認定結果の報告)

第 18 条 統括管理責任者は、調査委員会が認定を行ったときは、当該認定の経過及び結果を速やかに最高管理責任者に報告するものとする。

(認定結果の通知)

第 19 条 最高管理責任者は、前条に規定する報告を受けたときは、認定の経過及び結果を次の各号に掲げる者に書面により速やかに通知するものとする。

- (1) 告発者
- (2) 被告発者（被告発者以外で不正使用に関与したものと認定された者を含む。以下同じ。）
- (3) 告発者の所属する機関の長
- (4) 被告発者の所属する部局等の長（当該被告発者が所属していた部局等の長又は被告発者が現に部局等の長である場合は、当該部局等の教員のうち統括管理責任者が指名する者。）
- (5) 被告発者の所属する機関の長（被告発者に本学以外の主たる所属機関がある場合に限る。）
- (6) 配分機関の長

(不服申立て)

第 20 条 告発者及び被告発者は、認定に対して不服がある場合は、原則として、通知の日の翌日から起算して 14 日以内に最高管理責任者へ不服申立てを行うことができる。ただし、同一理由による不服申立てを繰り返すことは出来ない。

2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。この場合の認定については、第 16 条第 4 項を準用する。）は、その認定について、前項により不服申立てをすることができる。

3 前各項に規定する不服申立てがあった場合、最高管理責任者は、告発者及び被告発者並びに告発者及び被告発者が所属する機関に通知する。加えて、最高管理責任者は、当該事案に係る配分機関に報告する。

(不服申立ての審査)

第 21 条 最高管理責任者は、前条に規定する不服申立てを受理したときは、速やかに不服申立ての審査を調査委員会に命ずる。

2 調査委員会は、調査委員会の認定結果、不服申立ての趣旨及び理由などを勘案し、速やかに再調査の必要性について審査し、その結果を最高管理責任者に報告する。また、再調査を行うと決定した場合は、調査委員会は被告発者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。その協力が得られない場合は、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合は直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は被告発者に当該決定を通知する。加えて、最高管理責任者は、当該事案に係る配分機関に報告する。

(再調査)

第 22 条 最高管理責任者は、前条第 2 項に規定する報告により、再調査の必要があると認めるときは、速やかに調査委員会に対し再調査を命ずる。調査委員会は、再調査開始から 50 日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告する。最高管理責任者は当該結果を被告発者、被告発者が所属する機関及び告発者に通知する。加えて、最高管理責任者は、当該事案に係る配分機関に報告する。

2 第 20 条第 2 項に規定する不服申立てについては、調査委員会は 30 日以内に再調査を行い、その結果を直ちに最高管理責任者に報告するものとする。最高管理責任者は、当該結果を告発者、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。加えて、最高管理責任者は、当該事案に係る配分機関に報告する。

3 再調査については、第 14 条から第 19 条までの規定を準用するものとする。

4 告発者及び被告発者は、再調査の結果に対して異議を申立てることはできない。

5 最高管理責任者は、再調査を認めないときは、その理由を被告発者に書面により通知するものとする。

(不利益取り扱いの禁止)

第 23 条 最高管理責任者は、告発者、調査に対する協力者、その他調査に関して正当な対応をした者が、何らかの不利益を被らないよう適切な措置を講じなければならない。

2 最高管理責任者は、単に告発等があったことをもって、被告発者が、何らかの不利益を被らないよう適切な措置を講じなければならない。

(告発の乱用禁止)

第 24 条 告発者は、虚偽又は他人を誹謗中傷するなどの不正の目的で告発を行ってはならない。

2 最高管理責任者は、悪意に基づく告発を行った者に対し、当該告発者の氏名の公表、処分等必要な措置を講じるものとする。

(秘密保持義務)

第 25 条 受付窓口の職員、告発を受けた者、調査委員会の委員、その他の告発事案に関与した者は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。

(調査結果の公表)

第 26 条 最高管理責任者は、調査の結果、不正を認定した場合は、速やかに調査結果を公表する。公表する内容は、不正に関与した者の氏名・所属、不正の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等が含まれているものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、不正に関与した者の氏名・所属などを非公表とすることができる。

2 不正使用の事実がなかったと認定したときは、原則として、調査結果は公表しない。ただし、調査事案が外部に漏れいしていた場合又は悪意に基づく告発の認定があった場合は、調査結果を公表する。

3 不正使用の事実がなかったと認定した者に関し、その名誉を回復するため、当該事案において不正行為等が無かった旨を調査関係者に対して周知する等本人に不利益が生じないための措置を講じなければならない。

(措置)

第 27 条 最高管理責任者は、被告発者に研究活動上の不正使用があったと認めたときは、当該不正使用の重大性、悪質性の程度に応じて、次の各号に掲げる措置をとるとともに、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

(1) 被告発者等に対する懲戒処分、告訴又は告発等（私的流用など、行為の悪質性が高い場合は、刑事告発や民事訴訟があり得る。）



- (2) 被告発者等に対する研究費の使用停止及び返還の命令
  - (3) 被告発者等に対する関連論文の取下げ等の勧告
  - (4) その他被告発者等の研究活動上の不正使用の排除及び本学の信頼性回復のために必要な措置
- 2 最高管理責任者は、告発が悪意に基づくものであったと認めるときは、当該告発者の氏名を公表し、当該告発者に対して懲戒処分、告訴又は告発等の適切な措置を講じなければならない。
  - 3 第1項第1号及び前項に規定する懲戒処分については、最高管理責任者は、法令、就業規則及びその他関連諸規程に従って、処分を課すものとする。
  - 4 不正使用があったものと認定された場合、当該不正使用に故意に関与した業者は、原則、取引停止とする。取引停止の基準等は別に定める。

(監査体制)

第28条 内部監査部門は、公的研究費の適正な管理・運営のため、毎年度及び必要に応じてリスクアプローチに基づいた監査を行い、当該監査の結果を最高管理責任者に報告しなければならない。

- 2 内部監査部門、監事及び会計監査人は相互に連携し、監査の効果が発揮できるように努めなければならない。
- 3 最高管理責任者は、監査の結果、改善等が必要であると指摘された場合は、速やかに有効かつ具体的な措置を講じなければならない。

(規程の改廃)

第29条 この規程の改廃は、常務理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成20年9月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年3月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年7月23日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年9月10日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年10月28日から施行する。